



一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

(第一面)

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記入して下さい。
- のある欄は、該当する□の中に✓印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

※ 手 数 料 欄

一級 二級 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。		
令和 ○○年 ○○年 ○○日		青森建築設計株式会社 登録申請者氏名 代表取締役 青森太郎		
青森県指定事務所登録機関 殿 一般社団法人 青森県建築士事務所協会				
建築士事務所	ふりがな	あおりけんちくせつけいかぶしがいいしや 青森建築設計株式会社一級建築士事務所		
	所在地	〒030-8570 青森県青森市安方二丁目9番13号 電話017-773-1596番 FAX 017-773-1599番		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな	あおりけんちくせつけいかぶしがいいしや 青森建築設計株式会社	
		住所	〒030-0803 青森県青森市安方二丁目9番13号	
	法人であるとき	ふりがな	あおりけんちくせつけいかぶしがいいしや 青森建築設計株式会社	
		事務所所在地	〒030-0803 青森県青森市安方二丁目9番13号	
建築士事務所を 管理する建築士	ふりがな	けんちく じろう 建築 二郎	登録番号	○○○○○○
	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府 県名（二級建築士、 木造建築士の場合）	
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日	修了証番号	○○○
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		○○年 ○○月 ○○日 青 森 県 知 事 登 録 第 ○○○○ 号		※ 審 査
新規 更新 □	※ 登録年月日 及び登録番号	青 森 県 知 事 登 録 第 年 月 日 記入不要 号		

(第二面)

所属建築士名簿

(記入注意)

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
けんちく じろう 建築 二郎	一級建築士	〇〇〇〇〇〇		設備設計一級建築士	〇〇〇〇
あおもり たろう 青森 太郎	二級建築士	〇〇〇〇	青森県		
あおもり いちろう 青森 一郎	二級建築士	〇〇〇〇	青森県		
建築士全員についてご記入ください。					
(備考) 別紙有 ☐ 計 無 ☒			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	1 2 1	名 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

氏 名	役 名	生 年 月 日
あおもり 太郎 青森 太郎	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
あおもり はなこ 青森 はな子	取締役	明治・大正 昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
(備考)		
別紙 有 ☐		
無 ☒		

添付書類(イ)

業務概要書

[記入注意]

- 1 最近のものから順次記入して下さい。
- 2 [例]

甲野 太郎	青森県	甲野ビル 貸事務所	鉄筋コンクリート造 三階建て延べ500㎡	設計及び 工事監理	平成27. 11. 25 29. 6. 10
-------	-----	--------------	-------------------------	--------------	---------------------------

[illegible]

添 付 書 類 (ロ)
※法人の場合は登録申請者となる「代表取締役」についてご記入ください。

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

*登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は、
管理建築士にも を付けてください。

- [記入注意]
- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
 - 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		青森 太郎		生年月日	S28. 5. 5	
建 築 士 の 資 格		一級建築士 ☐	登録番号	〇〇〇〇	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	青森県
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別		
	S51. 3. 31	〇〇大学 建築学科		卒業		
職 歴	期 間 年月 ～ 年月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名		
	H16. 3～現在に至る	青森建築設計株式会社		代表取締役		
	H11. 4～H16. 2	株式会社青森		設計部長		
	H2. 4～H11. 2	青森工務店有限会社		設計課長		
	S51. 4～H2. 3	青森建設		現場監督		
歴		最終学歴から現在に至るまで、ご記入ください。				

添 付 書 類 (ロ)
※管理建築士記入例

略 歴 書 (登録申請者
管理建築士)

- [記入注意]
- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
 - 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		建築 二郎		生年月日	S33. 11. 22	
建 築 士 の 資 格		一級建築士 ☒	登録番号	〇〇〇〇〇〇	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別		
	S56. 3. 31	××大学 建築学科		卒業		
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名		
	H16. 3~現在に至る	青森建築設計株式会社		設計部長、管理建築士		
	S56. 4~H16. 2	株式会社弘前設計		設計課長		

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青森建築設計株式会社

登録申請者の氏名又は名称

代表取締役 青森 太郎

青森県指定事務所登録機関 殿
一般社団法人 青森県建築士事務所協会

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員で無くなつた日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。